

第 1 8 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 3月 6日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 精神保健に関して、保健所が本人の同意なしに診察を要請できる根拠（平成 3年当時のもの）（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 保健所が家族等に本人の状況を聞く根拠（平成 4年当時のもの）（以下「本件請求文書②」という。）
- 2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 4月 4日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 本件請求文書①について
保健所が本人同意なしに診察を要請できる根拠があるはずである。
 - (2) 本件請求文書②について
保健所が家族等に本人の状況を聞く根拠があるはずである。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

精神保健に関係する法令等には、保健所が本人の同意を得ずに診察を要請できる旨の規定は存在しない。精神科救急事案等につき、本人の同意を得ずに診察を要請することはあるが、これは精神障害者の医療及び保護のために精神保健業務の一環として緊急に実施するものであり、当該業務を行うことができる旨を定める行政文書は作成していない。

2 本件請求文書②について

精神保健に関係する法令等には、保健所が家族等に本人の状況を聞く旨の規定は存在しない。精神保健業務を実施する中で必要に応じて家族等に本人の状況を聞くものであり、当該業務を行うことができる旨を定める行政文書は作成していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件請求文書①について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、精神保健に関して、保健所が本人の同意なしに診察を要請できる根拠（平成 3 年当時のもの）であり、その有無が争点となっているのでこれについて判断する。

(2) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

ア 一般的に、実施機関は精神科救急事案等について、精神保健業務の一環として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年 5月 1日法律第 123号。平成 7年法律第94号により「精神保健法」から改称）に基づき、精神障害者の医療及び保護のために緊急に、本人の同意なく指定医に診察を要請することがあるが、平成 3年当時においては、都道府県知事が精神保健法に基づき、申請、通報、届出又は職権により、当該診察要請を実施していた。

イ また、実施機関においては、通常精神保健相談業務の一環として、精神障害者の家族に対し、病院その他の施設の紹介を行うことがあり、平成 3年当時においては、名古屋市保健所精神保健業務運営実施要綱（以下「本件要綱」という。）に基づいて精神保健相談業務が実施され

ていたが、異議申立人が求めるような、保健所が本人の同意なしに医師に診察を要請できるものではなかった。

(3) したがって、本件要綱は、保健所が本人の同意なしに診察を要請できる根拠が記載されたものとは認められず、他に本件請求文書①の存在を認めるに足りる事情も認められない。

(4) 以上より、本件請求文書①は存在しないと認められる。

3 本件請求文書②について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、保健所が家族等に本人の状況を聞く根拠（平成 4年当時のもの）であり、その有無が争点となっているのでこれについて判断する。

(2) 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

ア 実施機関は、通常精神保健相談業務の一環として、必要に応じて家族に精神障害者本人の状態を聴取しながら、それに基づいて支援を行っている。

イ 平成 4年当時においては、精神保健相談業務は本件要綱に基づいて実施されており、精神障害者の家族についても、本件要綱第 2の 3により精神保健相談業務の対象として面談を行う旨が定められている。

ウ しかし、本件要綱は、精神障害者の家族に面談を行う際にいかなる事項を聴取するかについて定めていない。

(3) したがって、本件要綱は、保健所が家族等に本人の状況を聞く根拠が記載されたものとは認められず、他に本件請求文書②の存在を認めるに足りる事情も認められない。

(4) 以上より、本件請求文書②は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の要望

実施機関は、自らの状況についての説明を求めていた異議申立人とのやり

とりを通じて、本件公開請求の趣旨を、異議申立人の置かれた状況を前提とした事務の根拠を求めるものとして解釈し、本件処分を行ったと説明している。

しかし、公開請求者が公開請求に係る実施機関の事務事業や情報公開制度に通じていない可能性があることを考慮すると、本件において実施機関が説明するとおり本件公開請求の趣旨を限定することに合理性が認められるかは疑問であり、本件処分の前に、実施機関として異議申立人に対して公開請求の趣旨を確認すべきであったといえる。

今後、実施機関においては、公開請求に対する文書の特定に当たり、公開請求の趣旨を的確に把握した上で、適切に対応することを要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 4月30日	諮問書の受理
5月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
5月29日	実施機関の弁明意見書を受理
6月 5日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成28年 2月 4日	異議申立人に弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう再度通知
8月26日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
10月21日 (第191回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成29年 5月19日 (第198回審査会)	調査審議
6月16日 (第199回審査会)	調査審議
7月14日 (第200回審査会)	調査審議
7月27日	答申